

第 2 次多気町総合計画策定支援業務委託仕様書

1. 業務の名称

第 2 次多気町総合計画策定支援業務委託

2. 業務目的

多気町では、第 1 次多気町総合計画の策定から 18 年が経過し、この間の少子高齢化、デジタル化、脱炭素社会への移行といった社会情勢の著しい変化への対応が急務となっている。こうした背景から、平成 23 年の地方自治法改正以降 更新を行っていなかった総合計画を、令和 8 年度に策定した多気町総合計画策定基本方針に基づき、町の最上位計画として新たに策定を行う。よって本業務は、令和 10 年度から令和 16 年度までを計画期間とする「第 2 次多気町総合計画」について、実効性の高い計画の策定を行うことを目的とする。

具体的には、社会情勢の変化に対応した戦略的な施策を立案し、アンケートやワークショップ等を企画・実施することで、住民と行政の協働体制を構築しつつ、総合戦略をはじめとする既存の各種個別計画との整合性を図り、施策を統合的に推進する計画を策定する。さらに、検証可能な成果を生み出す進行管理の仕組みを計画に盛り込み構築することを目的とする。

3. 計画対象区域

多気町全域

4. 契約期間

契約日の翌日から令和 10 年 3 月 26 日まで

5. 計画の構成

第 2 次総合計画の構成は、次のとおりとする。

(1) 基本構想

めざすまちづくりの「統一将来像」を定め、その実現のための基本的な考え方・理念を示す。目標年次を令和 16 年度とし、計画期間は令和 10 年度から令和 16 年度までの 7 年計画とする。

(2) 基本計画

基本構想に基づき、今後推進すべき主要施策を行政各分野にわたって体系的に示す。急速に変化する社会経済情勢に的確かつ柔軟に対応できるよう、前期・後期ごとに見直しを行う。

〔前期基本計画〕 令和 10 年度から令和 12 年度までの 3 年間

〔後期基本計画〕 令和 13 年度から令和 16 年度までの 4 年間

※本業務においては、基本構想と前期基本計画を策定するものとし、後期基本計画の作成は含まない。

6. 業務内容

■令和8年度の主な業務

(1) 多気町の現況把握、各個別計画の策定状況の確認及び地域情報の分析（令和8年度～9年度継続）

- ・多気町及三重県等の既存地域資料（各種計画書等）を収集・分析するとともに、現況基礎データを収集・整理し、総合計画策定の基礎資料とする。
- ・本町の施策ごとの進捗状況を把握するために、既存の各個別計画の進捗状況を把握し、上位計画である総合計画の基本構想、基本計画の基礎資料とする。

(2) 町民アンケート調査の実施・報告書作成

総合計画策定のための基礎調査として、以下のアンケート調査を実施する。回収されたアンケートの回答は、入力・集計を経て報告書としてとりまとめ、総合計画への反映を行う。

・対象者及び票数：

一般町民：1,500票（回収率見込み：40％）返送による回答及びWEB回答を併用

・アンケート調査実施に係る作業分担

多気町	受託者
実施方針の確定	調査依頼書（案）の作成と町との調整
調査依頼書の検討と確定	調査依頼書の印刷
対象者の抽出及び宛名ラベル作成（町予算）※発送用封筒は町封筒使用（町予算）	返信用封筒の印刷
封入・封緘及び宛名ラベル貼付作業、発送（発送及び返信郵送料は町予算）	WEBアンケートフォームの構築
アンケート結果報告書案の検討	自由記述回答部分の整理
	単純集計・クロス集計
	調査結果の分析
	アンケート結果報告書案の作成と補修正

※対象者の抽出、宛名ラベル作成及び貼付、発送用封筒、発送及び返送に係る郵送料は町の予算とし、今回の支援業務の経費には含めないこと。

(3) 住民ワークショップ実施支援

住民参画の一環として、基本構想で設定するまちの将来像を住民とともに考えるためのワークショップ（3回程度以上）を実施する。実施に際しては、出席及び必要な支援（企画提案、資料作成、ファシリテーターの配置等）を行い、総合計画への反映を行う。

(4) トップインタビューの実施

町長に対してインタビューを実施して、将来に向けた課題やまちづくりの方向性などを把握し、

計画策定の基礎とする。

■令和9年度の主な業務

(1) 各個別計画の施策進捗状況の確認（令和8年度～9年度継続）

本町の施策ごとの進捗状況を把握するために、既存の各個別計画の進捗状況を把握し、上位計画である総合計画の基本構想、基本計画の基礎資料とする。

(2) 人口推計及び目標人口の設定

令和7年度の国勢調査結果または住民基本台帳等に基づき、本町の将来人口の推計を行う。また、人口推計結果に基づき目標人口設定のアドバイスをを行う。

(3) 多気町の現状及び課題の取りまとめ

上記の分析結果を整理し、本町のまちづくりにおける課題の抽出・整理を行う。抽出された課題は次期総合計画の基本構想・基本計画策定のための基礎資料とする。

(4) 次期多気町総合計画基本構想の策定

基礎調査の結果等をもとに今後の町の方向性を示す基本構想素案を事務局との打合せを行いながら作成する。基本構想案は事務局との打合せや町プロジェクトチーム、審議会等での協議・調整を踏まえて補修正すること。

(5) 次期多気町総合計画基本計画骨子案の策定

基礎調査及び基本構想案を踏まえ、分野別の基本目標と個別施策を体系化した基本計画骨子案として取りまとめる。骨子案は、事務局との打合せや町プロジェクトチーム、策定委員会等での協議・調整を踏まえて補修正すること。

(6) 次期多気町総合計画基本計画素案の策定

基本構想及び基本計画骨子案を踏まえ、具体的な個別施策、数値目標を設定した基本計画素案を取りまとめる。基本計画素案は事務局との打合せや町プロジェクトチーム、策定委員会等での協議・調整を踏まえて補修正すること。

(7) パブリックコメントの実施支援

基本構想及び基本計画の庁内案がほぼ確定した段階で行うパブリックコメントに際し、実施に関するアドバイス、意見への対応案の作成、計画への反映などを行う。

(8) 中高生ワークショップの実施支援

住民参画の一環として、中高生を対象としたワークショップ（2回程度）を実施する。実施に際しては、必要な支援（企画提案、資料作成）を行い、結果報告書を取りまとめたうえで総合計

画への反映を行う。

(9) 総合計画プロジェクトチーム等の運営支援

運営支援（プロジェクトチームへの助言、事務局の総合計画策定委員会資料等の作成など）を行う（オンライン対応可）。令和9年度4回程度実施する総合計画審議会に出席し、助言、議事録要旨の作成を行う。

7. 成果品

【令和8年度】

- ・町民アンケート調査結果報告書、住民ワークショップ結果報告書（A4判簡易製本） 2部及び電子データ 一式
- ・令和8年度業務報告書 2部及び電子データ 一式

【令和9年度】

- ・中高生ワークショップ結果報告書 2部及び電子データ 一式
- ・多気町総合計画（表紙デザイン含む、A4判簡易製本） 2部及び電子データ 一式
- ・多気町総合計画 概要版（表紙デザイン含む、A4判簡易製本又は中綴じ） 2部及び電子データ 一式
- ・令和9年度業務報告書 2部及び電子データ 一式

8. その他

- ・委託契約締結の協議において、必要により仕様書の修正・追加を行う場合がある。
- ・業務に必要な当町が所有する図書及び提供可能な資料については貸与するものとする。
この場合は、業務完了後すみやかに返却するものとする。
- ・本業務における成果品は当町に帰属するものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項及び業務中に疑義が生じた場合は、別途協議し定めるものとする。